

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第五編 物価・配給統制と労働者的生活

## 第二章 配給、消費、生活実態

## 第四節 衣料の配給と消費

## 衣料統制の開始

一九三七年七月日中戦争勃発以来、綿花の輸入は軍需・生産手段輸入確保のために統制がきびしくなったが、一九三八年二年には「ステープル・ファイバー等混用規則」により人造纖維の混用強制が実施された。すなわち輸出用、軍需用、特免品(ガーゼ、ベルト、ロープ、電気絶縁布など)を除いて一般国内消費向けの綿製品にはスフその他綿または毛でない纖維を、重量において三割以上混用することが強制され、純綿製品の製造は禁止された。その後、戦争の拡大とともに軍需は増大の一途をたどり、他方では軍需・生産手段輸入の必要が激増したため、綿花の輸入は、外貨獲得のための輸出品製造原料に限って認められ、一般国内民需向けの輸入はいっきに禁止された。そして一般消費に対してはすべて国産のパルプを原料とするオール・スフ政策、人絹政策がとられたが、しかし一九四一年ごろからはパルプ原料である材木、塩(かせいソーダ)、石炭などの原料がひっぱくし、スフ、人絹の増産は不可能となった。この纖維生産は「平和産業」として戦時経済のもとで最初から原料・生産に制限を加えられ、とくに一般民需用の生産は著しく制約されてきたが、太平洋戦争突入とともに纖維産業の企業整備、設備の供出が強化され、民需品生産は極度に圧縮されていった(統制の推移は主として「昭和産業史」第二巻、「纖維工業」の記述による)。

## 衣料切符制

一九四二年二月「纖維製品配給統制規則」によって衣料品の切符制が実施され、点数制の総合切符による販売が開始された。これによってほとんどすべての纖維製品が切符制による配給統制を受けることになった。また除外されたのは座蒲団綿、帽子、蚊帳、洋傘、袋物などをはじめ少数の品目だったが、これらは一九四三年度(一九四三年二月)から切符制に編入された。

衣料切符の点数制には二種類あり、甲は郡部で一人当たり一律八〇点、乙は都市(市制施行地を主体とする)で一〇〇点となっていた。切符の有効期間は原則として一ヵ年で、この割当点数には年齢、性別、職業などによる差異はなかった。衣料の品目別点数をおもなものについてみれば次のようである。

品名	点数	品名	点数
背広三揃	五〇	申又・褲	四
国民服	三二	シュミーズ	八
着物単衣	二四	ズロース	四
着物袴	四八	肌襦袢	八
男子外套	五〇	腰巻メリヤス編	一二
国民服外套	四〇	腰巻布製	八
レインコート	三〇	手袋	五

婦人服ワンピース	一五	襟巻	一五
婦人服ツーピース	二七	足袋	二
婦人服外套	四〇	靴下	一
小学生服上衣	一七	学童用ソックス	一
小学生服ズボン	五	蒲団地大人掛	三六
小学生服スカート	五	布団地大人敷	二四
作業服(上下)	二四	座蒲団	六
もんぺ	一〇	毛布(一枚物)	一八
シャツ(ワイシャツを含む)長袖	一二	敷布	一〇
シャツ半袖	六	手拭・タオル	三
セーター	二〇	縫糸(一〇匁まで)	一
毛糸(一オンスまで)	二		

しかしこれらの品目のうちネル、晒、手拭、タオル、足袋、靴下などの必需品については「制限小切符」によって品目別に購入数量が決められており、余剰の点数をもってしても一定量以上は購入できないしづみになっていた。これらの購入可能量は一人当たり一年間に、たとえばネルは一・五ヤード、晒は一丈、手拭およびタオルは二本、足袋および靴下は都市六足、郡部四足などであった。

(注)衣料品の配給機構は次のようになっていた。中央に品種別に製造統制会社、配給統制会社、製造配給統制会社の三種の統制会社を設け、各府県には一つずつの地方配給会社を設ける。地方配給会社は中央の統制会社から品物を受け取り、これを地方長官の指定する団体(小売商業組合、百貨店組合、工場・鉱山の購買会など)に渡す。小売商は小売商業組合から品物を受け取り、一般消費者に点数引換で配給する(以上、「毎日年鑑」昭和一八年版、二二五ページによる)。なお作業衣は勤務先の企業において、学生服は学校で割当切符と引替えに配給された。

この衣料の切符制は、最大原因である衣料原料のひっぱくのため、一般消費を規制する必要から実施されたものであるが、点数の決定については、一般民需に振向可能な現存の纖維原料ストックの状況、あるいは原料の今後の供給予想などから衣料品の生産・供給可能量を計算して、これを人口で割って一人当たり消費可能量を出し、それを点数化したものである。そして品目相互間の点数は布を用いた分量によって決め、また都市と農村の点数(割当消費量)の差は、これまでの国勢調査などの衣料品消費高の資料をもとにするなど、いわばきわめておおざっぱな見当で決定されたものであった。なおこの点数制による衣料品の実際の配給については、原料に換算すれば年間六億四八〇〇万ポンドを要するとされたが、既存の原料ストックを考慮に入れ、しかも国民全部が一様に一〇〇点あるいは八〇点をすべて消費するとはかぎらないから、現段階においてはだいたい需給のバランスはとれるといわれた。しかしすでにその将来のことは楽観できず、各個人の家庭の衣料ストックのくいつぶしが必要であるとされた(「標準生計費の研究」戦時生活相談所一九四二年九月刊などによる)。

労働科学研究所(労研)の「最低生活費」によれば、だいたい六大都市の労働者の「標準家族」(夫婦に子供三人)においては、右の点数表により一年に合計四二三点(うち成年男子は一〇〇点、成年女子は夏季に和服のばあい一五七点、洋服のばあい一八一点)が最低必要であるとされた(前掲「標準生計費の研究」八八～九ページ)。この点数は、標準的な家族が相当長期にわたって衣生活を営むのに要する——衣類を弟妹にゆづるなどして極力やりくりしたうえで——年々の補給(寝具を含む)のための最低必要点数であった。しかし政府決定の点数は品質を保証してはいない。スフや人絹は弱く、耐用期間が短くて、ストックを持たない労働者階級はこの消費規制によって直接大きな影響を受けたのである。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態  
発行 1964年  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 東洋経済新報社  
2000年2月22日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)